

第四回 橿原市営斎場改修・運営事業者選定委員会 議事録

会議名	第四回 橿原市営斎場改修・運営事業者選定委員会
開催日時	令和5年3月14日(火) 午前10:00～12:00
開催場所	クリーンセンターかしはら 3F 研修室
出席委員	楨村委員、瀬渡委員、荒川委員、堀内委員、高橋委員 以上5名
欠席委員	なし
事務局	環境部：広瀬副部長 環境政策課：吉川課長、西村課長補佐、梶井係長、東主査、吉村主査
発注支援業者	株式会社長大：山田、須長
次第	<p>1. 開会</p> <p>2. 報告 (1) 参加資格審査の結果について</p> <p>3. 議事 (1) 基礎審査について (2) 加点審査について</p> <p>4. その他 次回の委員会について</p> <p>5. 閉会</p> <p><u>(配布資料)</u></p> <p>次第</p> <p>【資料1】参加資格審査表(結果)</p> <p>【資料2】基礎審査表</p> <p>【資料3】加点審査表</p> <p>【資料4】総合評価表</p> <p>【資料5】ヒアリング実施要領(案)</p>
会議の公開/非公開	非公開 公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため。 (橿原市情報公開条例第6条第1項第5号及び第6号に該当)
担当部署 (事務局)	環境部 環境政策課 〒634-8586 奈良県橿原市八木町1-1-18 TEL：0744-47-3511 / FAX：0744-24-9716 E-mail：kankyoseisaku@city.kashihara.nara.jp

次第1：開会

委員長より、開会にあたっての挨拶。

次第2：報告

(1) 参加資格審査の結果について

事務局より報告。

<以下、本議題における質疑>

(委員長)

参加資格審査の結果については2グループとも参加資格があるということでご理解いただけましたか。

【各委員了承】

次第3：議事

(1) 基礎審査について

事務局より説明。

<以下、本議題における質疑>

(委員 E)

要求水準書で要求している内容を全て提案書に記載するのは困難である。具体的にどのような形で要求水準書の内容の履行を担保するのか。

(事務局)

提案書の中で要求水準書の内容が予定されているかどうかで判断します。提案書に記載がない内容については様式 4-2 の要求水準書に関する誓約書にて、提案内容が要求水準の内容を満たすことを誓約していただきます。

(委員 D)

基礎審査表に要求水準書の必須項目が全て記載されているのか。

(事務局)

全てではありません。

(委員 A)

提案書が要求水準を満たしていない場合はどのような場合か。

(事務局)

提示された工程スケジュールが要求水準と明らかに異なる場合等が該当します。

(委員 A)

要求水準を満たしていない部分は示すのか。

(事務局)

5月1日に、基礎審査結果の適否についてのみ入札参加者に通知する予定です。

(委員 D)

必須項目が抜けている等の指摘をせずに審査するのか。提案の受領後基礎審査し、記載を失念している場合に指摘・指導する機会はないのか。

(委員 A)

不足している部分を認識していないにも関わらず、誓約書の提出をもって適格と判断するのであれば、基礎審査の意味が不明である。

(事務局)

基礎審査で事務局が確認できなかった項目は委員会に報告しますので、5月15日のヒアリングで直接確認していただくことができます。

(委員 D)

提案書に記載がない項目も要求水準書にあることを事業者は認識できるのか。要求水準書を満たすという誓約書を提出していれば問題ないのか。

(事務局)

提案書提出の時点で全ての要求項目をチェックするのは困難です。誓約書の提出により、事業者は要求水準書の記載内容を必ず満たすことになります。主要な項目について要求水準を満たしているかどうかはヒアリングで確認していただき、業務履行時にも確認します。

(発注支援業者)

基礎審査では明らかな要求水準未達の事項がないかを確認します。基礎審査表の項目は少なくとも守っていただく必要がありますので、記載がない部分は事業者を確認する必要があります。

(委員 D)

提案書に記載されていない内容は誓約書で担保できるのか。

(発注支援業者)

通常、他の事例においても誓約書を提出していただいています。提案書や誓約書は契約書の一部として扱います。

(委員 A)

誓約書の提出時点で不足している部分を全て具体的に認識したうえで提出するわけではないのか。

(委員 E)

誓約書を提出すれば、基礎審査を満たしていない場合に失格になることはないのか。

(発注支援業者)

誓約書を提出すれば基礎審査で失格になる場合はほとんどありません。仮に要求水準未達の事項があれば事業者を確認する場合がありますが、そこで失格にした事例はありません。

(委員 E)

基礎審査で提案書に全て記載するのは物理的に難しく、記載していないからといって履行しないとも限らないという点を重視して基礎審査をするということか。

(発注支援業者)

ご理解のとおりです。

(委員 D)

提案書において、基礎審査表に記載されている内容を満たせば次の段階に進めるのか。

(事務局)

ご理解のとおりです。

(委員長)

基礎審査についてはよろしいか。

【各委員了承】

次第3：議事

(2) 加点審査について

事務局より説明。

<以下、本議題における質疑>

(委員 D)

加点審査の評価には点数を記入するのではなく ABCDE の段階を記入するのか。

(事務局)

お見込みのとおりです。評価には ABCDE のアルファベットを記入し、評価を基に事務局で得点を算出します。

(委員 D)

評価の標準は E なのか。

(事務局)

要求水準のレベルどおりであれば E になります。どれほど要求水準を上回っているかによって評価の段階が上がります。

(発注支援業者)

要求水準を満たしていれば普通ということになります。要求水準からどれほど優れた提案かによって加点します。減点はありません。

(委員 E)

優秀な提案がなければ提案点の点数が低くなり、価格点の重みが大きくなるがどうか。

(委員 B)

全体として点数が低くなりすぎる懸念がある。

(発注支援業者)

通常の提案をいただければ、低い点数にはならないものと予想されます。

(委員 B)

委員会での点数は公表されるのか。一般の感覚からすると、低い点数になる懸念がある。

(事務局)

公表されるのはグループ名と総合評価点です。

(委員 D)

価格点はどのように算出するのか。

(事務局)

価格点の算定式は落札者決定基準の 6 ページに提示しています。価格点は事務局で算出し、5 月 15 日午後の選定委員会で提示します。

(委員 C)

加点審査表の様式 9-7 が基礎審査の「主に参照する様式」にないが基礎審査に含まれるのか。

(事務局)

様式 9-7 は基礎審査の項目に入っていません。

(委員 D)

様式 9-7 は必要ではないか。

(事務局)

基礎審査表に含まれていない項目を確認し、基礎審査表に追記します。なお、要求水準を全て網羅しているかは誓約書で確認します。提案に漏れがあっても誓約書があれば網羅できていることになります。

(委員 D)

5 月 12 日に委員は加点審査表を提出するのか。

(事務局)

5 月 12 日に仮提出していただいたものを参考に、5 月 15 日の委員会資料である審査講評案を事務局で作成します。

(委員 A)

提案内容の比較表が提示されるのは 5 月 1 日頃か。

(事務局)

5 月 1 日頃を予定しています。

(委員 B)

5 月 15 日午後はどのような予定か。

(事務局)

5 月 15 日午前は入札参加者へのヒアリングを予定しています。ヒアリング実施後に加点審査表を提出していただき、事務局で集計します。午後の選定委員会では集計結果の資料を元に、最優秀提案者の選定・審査講評をしていただきます。

(委員 D)

審査講評は 5 月 15 日に確定するのか。

(事務局)

5 月 15 日午後の委員会で審査講評案を事務局から提示します。審査講評案は 5 月 12 日に仮提出していただいた内容を基に作成したものですので、ヒアリングの結果により変更される場合があります。5 月 15 日に審査講評を確定するのは困難ですので、事務局で修正し、5 月下旬を目途に各委員にご確認いただきます。

(委員 D)

協力企業と構成員について説明してほしい。

(事務局)

構成員、協力企業ともに市が事業契約を締結する特別目的会社 (SPC) から直接業務を請け負いますが、構成員は SPC に出資している企業、協力企業は SPC に出資していない企業をいいます。

(委員長)

加算審査についてはよろしいか。

【各委員了承】

次第4：その他

○ 次回の委員会について

事務局より今後のスケジュールを含め、次回委員会について説明。

次第5：閉会

会長の閉会宣言により、閉会。